

～通知書（特別徴収義務者用）における宛名番号について～

（特別徴収義務者用）

豊田市

地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）第1項の規定によって、令和8年度給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

また、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和●年●月●日

豊田市長



課税人員		非課税人員
36		4
人 数	納 付 額	
分 34	293,600	
分 34	293,600	
分 35	311,700	
分 35	311,700	
分 35	311,700	
分 35	311,700	

6月分	0	10月分	0	2月分	18,100
7月分	0	11月分	0	3月分	18,100
8月分	0	12月分	0	4月分	18,100
9月分	0	1月分	0	5月分	18,100

（摘要）

0123456789

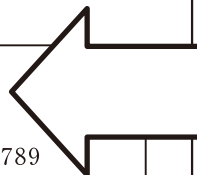
000123-456789

変更月 2月 転勤・特別徴収継続のため

6月分		10月分		2月分	
7月分		11月分		3月分	
8月分		12月分		4月分	

（摘要）

この番号を
宛名番号欄に
書いて下さい。



記入例①【転勤・特別徴収継続の場合】

【御注意】
記載の※を
ご提出の
際、必ず
お読み
ください。
※「給与
振込先」
の欄に
記載の
振込先
が、給与
振込先
と異なる
場合は、
必ず
「給与
振込先
変更」の
欄に
記載
ください。
※「給与
振込先」
の欄に
記載の
振込先
が、給与
振込先
と異なる
場合は、
必ず
「給与
振込先
変更」の
欄に
記載
ください。
※「給与
振込先」
の欄に
記載の
振込先
が、給与
振込先
と異なる
場合は、
必ず
「給与
振込先
変更」の
欄に
記載
ください。

☐ 給与支払報告書
☒ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

現年度	新年度	両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号		
0 9 0 0 0 0 0 0		
宛 名 番 号		
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		
連 絡 先	部 署	人事課給与係
担 当 者	豊田 花子	
電 話	0565-31-1212	

あて先	豊田市長	給 与 支 払 者	給 与 支 払 者 指 定 番 号	〒 4 7 1 - 0 0 2 5
所在地又は住所	豊田市西町3丁目60番地			
名称又は氏名	株式会社 豊田			
個人番号又は法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			
提出	R 〇〇年〇〇月〇〇日	給 与 支 払 者 指 定 番 号	〒 4 7 1 - 0 0 2 5	
フリガナ	トヨタ	タロウ	氏 名	
氏 名	豊田	太郎	氏 名	
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	
受給者番号	001	受給者番号	001	
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			
1月1日の住所	豊田市 西町1丁目200番地			
異動後の住所	豊田市 西町1丁目200番地			
特別徴収税額(年税額)	288,000 円			
(イ) 徴収済税額	0 6 月分			
未徴収税額(ウ) = (ア) - (イ)	1 1 月分			
1 0 月分	0 5 月分			
1 0 月	3 1 日			

未徴収税額(ウ)の徴収方法をA、B、Cから選択し、レ印を付けてください。

※新勤務先記入欄

☒ A 転勤・特別徴収継続 未徴収税額(ウ)を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

所在地又は住所	〒 4 7 1 - 0 0 1 9
豊田市高橋町3丁目100番地	
フリガナ	トヨタ
名称又は氏名	有限会社 豊田
個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6
部 署	総務
担 当 者	役所
電 話	0565-35-6617
月割額	24,000 円を 1 2 月 1 0 日 納期限の 1 1 月分
新特別徴収義務者指定番号	〇 9 0 0 0 0 0 1
新受給者番号	123
特別徴収税額の納入方法	〇 納入書使用 〇 電子納税(地方税納入サービス等)

☐ B 一括徴収 未徴収税額(ウ)を特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は 〇 〇 月 〇 〇 日 納期限の 〇 〇 月分とあわせて納入します。

一括徴収の理由
(〇印で囲んでください)
1 異動が12月31日以前で、申出があったため
2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額(ウ)の金額

● 1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。退職後出国予定の方は、特に御協力をお願いします。

☐ C 普通徴収 未徴収税額(ウ)を本人が支払う場合

一括徴収しない場合は、該当するものにレ印を付けてください。
〇 1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため
〇 2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
〇 3 死亡による退職のため

※ 新受給者番号の記入がない場合は、任意番号を設定します。
※ 事業所用の控えはありまので、必要な場合は複写等して下さい。
(控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。)

(市処理欄) 転勤先納入書事前送付(要() 月分)・済 / 不要
連絡せん作成 特・普() 月分・済

異動理由	111 退職	112 休職・長欠
	113 特徴不能	115 転勤
	116 一括徴収	
期 別	済 月	開始月

P

「前勤務先が個人事業主の場合、一給与支払者」の欄の「個人番号」は前勤務先では記載せずに、受給を受ける新記録先に送付してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、一給与支払者」の欄の「個人番号」は前勤務先では記

未徴収税額（ウ）の徴収方法をA、B、Cから選択し、レ印を付けてください。

□ C 普通徴収 未徴収税額(ワ)を本人が支払う場合

一括徴収しない場合は、該当するものにし印を付けて下さい。

☐ 1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため

☐ 2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

☐ 3 死亡による退職のため

※ 新受給者番号の記入がない場合は、任意番号を設定します。

※ 事業所用の控えはあつませんで、必要な場合は複写等にてください。

控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(市処理欄) 転勤先納入事務事前付 送(月) 月分 / 済 / 不要
連絡なし作成 特: 普(月) 月分 / 済

異動理由	111 退職	112 休職・長欠
	113 特徴不能	115 転勤
期別	済 月	開始期
割	116 一括徴収	

記入例③【退職等により未徴収税額を普通徴収に切り替える場合】 普通徴収とは従業員等本人が自分で納付する制度です。

【御注意】
記載の※を
ご提出の
際、必ず
「給与支払
報告書」を
提出する
ことと
なります。
※「給与支
払報告書」
の提出は、
給与支払
義務者（※
）の提出
となります。
※「給与支
払報告書」
の提出は、
給与支払
義務者（※
）の提出
となります。

☐ 給与支払報告書 ☒ 特別徴収		係る給与所得者異動届出書		現年度 新年度 両年度
受給先 豊田市長 		〒 471-0025 豊田市西町3丁目60番地		特別徴収義務者 指 定 番 号 09000000 宛 名 番 号 0123456789
給 与 支 払 義 務 者 氏 名 株式会社 豊田 個人番号又は法人番号 0123456789012		連 絡 担 当 者 部 署 人事課給与係 氏 名 豊田 花子 電 話 0565-31-1212		異動年月日 令和 08 年 10 月 31 日
給 与 支 払 義 務 者 氏 名 トヨタ 豊田 太郎 生年月日 昭和 53 年 08 月 07 日 旧姓 受給者番号 001 個人番号 123456789012 1月1日の住所 豊田市 西町1丁目200番地 異動後の住所		(ア) 特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済税額 06 月分 10 月分 未徴収税額 (ウ) = (ア) - (イ) 11 月分 05 月分 288,000 円 120,000 円 168,000 円		異動の事由 (該当するものに印を付けてください) ☒ 退職 ☐ 死亡 ☐ 転勤 ☐ 休職・長欠 ☐ 給与少額による特徴不能・給与支払いが不定期

未徴収税額 (ウ) の徴収方法を A、B、C から選択し、レ印を付けてください。

※新勤務先記入欄

☐ A 転勤・特別徴収継続

未徴収税額 (ウ) を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

所在地又は住所 〒 -

フリガナ

名称又は氏名

個人番号又は法人番号

部 署

担当者

連絡先 電 話

月割額 円を 月 日 納期限の 月分から納入します。

新特別徴収義務者指定番号 ☐ 新規 新受給者番号

特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にレ印を付けてください)

☐ 納入書使用
☐ 電子納税 (地方税納入サービス等)

☐ B 一括徴収

未徴収税額 (ウ) を特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は 月 日 納期限の 月分とあわせて納入します。

一括徴収の理由 (○印で囲んでください)

1 異動が12月31日以前で、申出があったため

2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額 (ウ) の金額

● 1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。退職後出国予定の方は、特に御協力をお願いします。

☒ C 普通徴収

未徴収税額 (ウ) を本人が支払う場合

一括徴収しない場合は、該当するものにレ印を付けてください。

☒ 1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため

☐ 2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

☐ 3 死亡による退職のため

※ 新受給者番号の記入がない場合は、任意番号を設定します。
 ※ 事業所用の控えはありませんが、必要な場合は複写等して下さい。
 (控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。)

(市処理欄) 転勤先納入書事前送付 (要 (月分) ・済 / 不要)
 連絡せん作成 特・普 (月分) ・済

異動理由	111 退職	112 休職・長欠
	113 特徴不能	115 転勤
	116 一括徴収	

期 別 済 月 開始期

記入例④【給与支払報告書提出後に退職等をした場合】

【御注意】
記載の誤り
を
おこ
し
ま
し
た
と
思
わ
れ
ば
、
新
規
登
録
先
に
送
付
し
て
く
だ
さ
い
。

☒ 給与支払報告書 ☐ 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

あて先 豊田市長 		給与特別徴収義務者 所在地又は住所 〒 471-0025 豊田市西町3丁目60番地	現年度 新年度 両年度
R 〇〇年〇〇月〇〇日 提出		特別徴収義務者 指名番号 09000000 宛番号 0123456789	連絡担当者 部署 人事課給与係 担当者 豊田 花子 電話 0565-31-1212
氏名 豊田 トヨタ 太郎 生年月日 昭和53年08月07日 旧姓 受給者番号 001 個人番号 123456789012 1月1日の住所 豊田市 西町1丁目200番地 異動後の住所		(ア) 特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済税額 未徴収税額 (ウ) = (ア) - (イ) 〇 月分 〇 月分 〇 月分 〇 月分	異動年月日 令和 08 年 10 月 31 日 異動の事由 ☒ 退職 ☐ 死亡 ☐ 転勤 ☐ 休職・長欠 ☐ 給与少額による特徴不能・給与支払いが不定期

未徴収税額 (ウ) の徴収方法を A、B、C から選択し、レ印を付けてください。

☐ A 転勤・特別徴収継続 未徴収税額 (ウ) を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合 所在地又は住所 〒 フリガナ 名称又は氏名 個人番号又は法人番号 部署 担当者 連絡先 電話 月割額 円を 月 日 納期限の 月分から納入します。 新特別徴収義務者指定番号 新規 新受給者番号 特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にレ印を付けてください) ☐ 納入書使用 ☐ 電子納税 (地方税納入サービス等)		☐ B 一括徴収 未徴収税額 (ウ) を特別徴収義務者が給与から徴収する場合 一括徴収した税額は 月 日 納期限の 月分とあわせて納入します。 一括徴収の理由 (〇印で囲んでください) 1 異動が12月31日以前で、申出があったため 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため 一括徴収税額 (ウ) の金額 ● 1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。退職後出国予定の方は、特に御協力をお願いします。	☒ C 普通徴収 未徴収税額 (ウ) を本人が支払う場合 一括徴収しない場合は、該当するものにレ印を付けてください。 ☐ 1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため ☐ 2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため ☐ 3 死亡による退職のため ※ 新受給者番号の記入がない場合は、任意番号を設定します。 ※ 事業所用の控えはありませんが、必要な場合は複写等してください。(控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。) (市処理機関) 転勤先納入書事前送付 (要 (月分) ・済 / 不要) 連絡せん作成 特・普 (月分) ・済 <table border="1"> <tr> <td>異動理由</td> <td>111 退職</td> <td>112 休職・長欠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>113 特徴不能</td> <td>115 転勤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>116 一括徴収</td> <td></td> </tr> </table> 期 済 月 開始期 刻	異動理由	111 退職	112 休職・長欠		113 特徴不能	115 転勤		116 一括徴収	
異動理由	111 退職	112 休職・長欠										
	113 特徴不能	115 転勤										
	116 一括徴収											